平成２２年（フ）第４４９号
高知県南国市立田1251番地の２
債務者　中村　邦弘
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６３６号
高知県香美市土佐山田町栄町６番18号ガーデンヒルズＴＯＳＡＹＡＭＡＤＡ201号室、住民票上の住所高知県南国市東山町３丁目10番１号
債務者　髙山　浩子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８５０号
高知市池3218番地６
債務者　小松　英代
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３６号
福岡県行橋市西泉１丁目４番53号
債務者　山根　律子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第３０５１号
札幌市中央区南５条西14丁目１番33号　サウスコートＶ202号
債務者　宇野　泰生
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１７６号
札幌市東区北24条東16丁目１番７―406号
債務者　長谷川あゆみ
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２９４号
札幌市白石区本通19丁目南３番１―1402号
債務者　石橋さとみ
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３９６号
札幌市東区北32条東３丁目２番12号　プラザイン北32Ｂ203号
債務者　石塚　輝代
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４４７号
札幌市白石区本郷通１丁目北２番８号　ハイツ本郷通101号
債務者　久保田圭一
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４６５号
札幌市豊平区平岸４条９丁目１番３―306号
債務者　梅田　雅大
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５４７号
札幌市中央区南13条西８丁目１番25―405号
債務者　横山　里奈（旧姓姉崎）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５４９号
札幌市手稲区稲穂２条７丁目10番17―102号
債務者　一文字　悟
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５６２号
札幌市西区八軒９条東２丁目１番７号　ＨＴ八軒103号
債務者　福田　　稔
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５６８号
札幌市西区宮の沢２条１丁目15番１―106号
債務者　濱野　直行
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５７４号
北海道江別市東野幌本町40番地の22　第２ロイヤルマンション201、申立時の住所北海道江別市見晴台91番地の２
債務者　大場　博康
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６１５号
札幌市清田区清田７条４丁目10番17号
債務者　相馬さち子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６２１号
北海道江別市東光町16番地の６　クレヨンハウス202号
債務者　中谷　弘子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６２２号
北海道江別市東光町16番地の６　クレヨンハウス202号
債務者　中谷　翔太
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部